



平成 27 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名	東 京 建 物 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 佐 久 間 一
コ ー ド	8 8 0 4 東 証 第 1 部
問 合 せ 先	執 行 役 員 広 報 C S R 部 長 稲 田 史 夫 (T E L (0 3) 3 2 7 4 - 1 9 8 4)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 26 日開催予定の第 197 期定時株主総会(以下「本総会」という)に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 単元株式数の変更

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 100 株に変更するものであります。

(2) 発行可能株式総数の変更

本総会に付議する株式併合による当社株式の発行済株式総数の減少を勘案し、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合(2 分の 1)に応じて発行可能株式総数を 800,000,000 株から 400,000,000 株に変更するものであります。

(3) 補欠監査役に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を 4 年とするとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 3 月 26 日(木) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 3 月 26 日(木) (予定)

(第 6 条および第 8 条の変更は平成 27 年 7 月 1 日 (水) (予定))

4. その他

本日別途、「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以 上

(別紙)

(下線__は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>8</u>億株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期) 第30条 (記載省略) 2 (新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4</u>億株とする。</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>第6条及び第8条の変更は、平成27年7月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生をもって削除する。</u></p> <p>(任 期) 第30条 (現行どおり) <u>2 会社法第329条第2項の規定により選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、当該補欠監査役の任期は、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

以 上